令和７年３月６日小矢部市農業委員会総会議事録

１　日　　時　令和７年３月６日（木）
　　13時53分　～　14時40分

２　場　　所　小矢部市役所　特別会議室（２階）

３　議　　事　議案第　30号　農地法第３条の規定による許可申請について　　１件
　　議案第　31号　農地法第５条の規定による許可申請について　　３件
　　議案第　32号　農用地利用集積計画の制定について
　　議案第　33号　農用地利用集積等促進計画の制定について

４　協議事項　なし

５　報告事項　１）農地法第３条の３第１項の規定による届出
　　２）業務報告･予定
　　３）その他連絡事項

出席委員　18名

１番　田　悟　敏　子	10番　山　﨑　外喜雄
２番　三　輪　和　雄	11番　和　田　由美子
３番　吉　江　秀　一	12番　渋　谷　達　也
４番　石　丸　正　明	13番　西　村　一　成
５番　宮　西　勝　昇	14番　中　田　栄　信
６番　加賀谷　良雄	16番　山　本　克　博
７番　木　村　鉄　雄	17番　大　浦　　正
８番　唐　島　隆　夫	19番　水　上　龍　二
９番　加　藤　　裕	20番　山　口　誠　一

欠席委員　18番　福　原　智　子
欠番　　15番

令和７年３月６日農業委員会総会議事録

発　言　者	発　言　事　項
会長	皆さんご苦労様でございます。予定より時間が早いですが、今日ご出席予定の委員の皆さん全てお揃いですので、早速ですけども、ただいまから小矢部市農業委員会３月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席は、福原委員さんが事情で休まれるという連絡をいただいております。 しばらく暖かい日になった分、また寒い日が来たりして、何か体が言うことを聞かないような天候になっておりますけども、もう３月も半ばになってきまして、そろそろ営農の準備も始まったなというような時期であります。田んぼの方の雪も大分溶けてきて、そろそろ泥が見え出すかなというようなところもありますし、今年は何か春先はどうも気温が高めに推移するのではないかというような予想も出ております。 米の関係については、政府が備蓄米を出すということで値段が下がるか下がらないかという議論があるところでございますが、もう既に新潟県では今年25年産の概算を23,000円なり24,000円というような形で提示しておるというようなニュースも流れております。今年の作付けについてでも、昨年よりも若干多めに米を作っていこうというような方針で、各地区で取り組まれておると思いますが、農業委員会としてでも、そういったような農家の方々の希望に沿うような形で進めていきたいというふうに思いますし、今月末で小矢部市の全地区が想定しておりました全地区の地域計画が認定をされているということで、この地域計画に基づいて今後の農政も進んでいくだろうというふうに考えておりますので、また皆さんのご協力ご理解をお願いしたいというふうに思います。 本日の議事録署名委員を指名いたします。２番の三輪委員さんと５番の宮西委員さんにお願いいたします。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 〇議案第30号 「農地法第３条の規定による許可申請について」計１件 〇議案第31号 「農地法第５条の規定による許可申請について」計３件 〇議案第32号 「農用地利用集積計画の制定について」

	○議案第33号 「農用地利用集積等促進計画の制定について」 の以上、４件の付議議案となっております。 それでは、議案第30号「農地法第３条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第30号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書１ページをご覧下さい。 受付番号21番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は２筆で、合計面積は1,167㎡となっております。譲渡人が○○さん、譲受人が○○さんです。位置図については、１ページから２ページをご覧ください。 農地法第３条第２項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件等、許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	それでは、この件につきまして、○○地区担当の○○委員さんより、受付番号21番について、調査報告をお願いします。
○○委員	それではご報告申し上げます。 まず譲渡人ですが、○○さんです。○○さんですが、○○に生まれ、仕事上、○○の方でお仕事をずっとされておりまして、この○○さんなんですが、ご結婚されて現在68歳でございます。それから昭和61年に○○に家を建てられまして、そちらの方でお住まいをされておるということでございます。 それでですね、この自宅の方ですが、お父さんお母さんが住んでおられましたが早く亡くなられ、○○さんと子供さん２人ということで○○の方にお住まいをされております。○○さんにしてみれば、殆どずっと○○にお住まいということなので、この○○というところには、しばらく行ったか行かなかったぐらいだということです。 それで10年ちょっと前ぐらいに空き家バンクに登録されております。この○○さんの旦那さんも亡くなられまして、平成17年に相続をされております。そして今出ております農地ですが、家を売買するのにどうしてもこの土地も一緒に売らなければならないというのは、地図

	上ちょっと見難いかと思いますが、家そして農地でございますが、反対側は川でございます。で、もう反対側は、３m程の木も生えておりますし、法面は結構高いです。この家に入るのに、この家に入るだけの小さな橋から渡って、家の前の庭を通って、この農地の前に納屋がございますが、納屋の横を通ってこの農地に入るということで、そこしか入る道はございません。 　それでですね、現在〇〇さんが、野菜とかいろんなものを作って、〇〇で販売をしているという状況でございます。〇〇さんにおかれましては、それ以外に実際に約１町ちょっとの田んぼがございますが、今後娘たちに相続していくんだろうと思いますが、家を売却ということで、現在このような形に申請されておるところでございます。 　続きまして、譲受人でありますが、〇〇さん39歳でございます。この方の旦那さん57歳、３人のお子さんがいらっしゃいます。 　それで、旦那さんは農業をやっていらっしゃいます。47町ほど農作業をしてらっしゃいます。 　それで、ここはあまりにも狭いと言いましょうか、すぐにはお子さんのこともありまして、少しずつ移住したいなということでありました。この圃場も野菜を作るか、米を作るか今ちょっと検討します、小さなものでやらないと難しいなというようなとこを言ってらっしゃいました。 　それで、〇〇営農さんともお話をさせていただきましたし、区長さんにもお話をさせていただきました。このようなことですとお話をして、皆さん方が町内としても色々考えていきたいなということをおっしゃっていらっしゃいました。 　この件に関しては、このような報告で、一応問題無いかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。
会長	はい、ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第30号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし

会長	それでは「異議なし」として、議案第30号については「承認」といたします。 続きまして、議案第31号「農地法第５条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第31号の「農地法第５条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書２ページをご覧下さい。 受付番号15番は、賃貸借権の設定ということで、賃貸人が〇〇さん外３名で、賃借人が〇〇さんです。対象の農地は４筆で合計面積が15,932㎡となっており、砂利採取ため一時転用を行おうとするものです。位置図については、３ページから６ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 こちらにつきましては、まず砂利採取の認可の関係で、県の土木の方には認可の申請書を出しておられます。あと土地改良区の同意書、地元の町内会長とかの同意書、お隣の隣接地の耕作者の同意書も出ておりますので、現状としてはあまり問題ないというふうに考えております。また、一時転用ですので問題ないというふうに考えております。 以上です。
〇〇委員	この近辺で近年砂利採取か何かの許可は出ていましたか。
事務局	この近辺はあんまりないところでございまして、この下の方いったりすればあるんですけど。
〇〇委員	〇〇で出ていますよね。昨年出てますね。
〇〇委員	〇〇の方でもこの近辺でやっておられたね。〇〇も一部はずっと川沿いのところで。今もう埋戻ししとったのでないかな。
〇〇委員	今事務局の方からも、地元の町内会長、自治会長、或いは土地改良区の方から、同意書という、そういう文書は出ているということですか。

事務局	出ております。
○○委員	この砂利採取をやると、例えば道路、おそらくアスファルトしてあると思うんですけど、そういうところに大きなトラックが入って損傷するとか、方面が、そういうところにやっぱり懸念を持たれるんでしょうね、地域としては。ということで中々、それをどうするんだとかいう議論が起きるというふうに聞いているんですけど、そういうことが、町内会長なり何なりで、損傷があったら事業者が補修するとか戻すとか、そういうきっちりとしたものがあるということなんですね、そういうことなんですね。
事務局	砂利採取の認可を受けるには、そういったものが無いと受けられないと思います。
事務局	まあこの点は市道とか県道とか道路管理者がいらっしゃいますので、道路の通行に関して、広く不特定の方が通る道ではあるんですが、今回のようなダンプが、要は特定の車両が大量に通行することによって、路面の損傷というか、考えられますので、道路管理者とその事業者さんとの事前の現地確認とか、後々損傷があったときにきちっと修繕してしてくださいねというような許可条件とかを出しながら、管理者とはやり取りしています。
会長	他に無いでしょうか。 無いようですので、続きまして、受付番号16番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号16番は、所有権の移転ということで、譲渡人が○○さんで譲受人が○○さんです。対象の農地は１筆で面積が27.2㎡となっており、宅地のため転用を行おうとするものです。位置図については、７ページから９ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『既存施設拡張』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。

会長	16番につきまして、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いします。
〇〇委員	調査報告申し上げます。 位置図の方ですね、８ページと９ページを資料見ていただいた方が分かりやすいかと思いますので後程ご覧ください。 まずは譲渡人、〇〇様、お住まいは〇〇でございます。学校卒業後、〇〇に就職されまして〇〇に転居され現在〇〇に在住という形で、農業関係とは一切ありません。また、本宅は空家という状況でございます。 譲受人、〇〇様になっているんですが、〇〇さんの方に相続されている状況の中で、以前に〇〇様の方にお隣の土地を宅地として〇〇様の方が買われて家を建てられているという形です。その造成の中で、今回の該当地ですね、このときも一緒に造成されて、裏の方は畑という状態で借地というか利用していいよという形でされていたと、それに伴って〇〇さんの方の家族構成が増えて、後ろの方に物置が必要になって、畑の方を潰して建てられたという状況で、まあ転用申請はせずにそういう状態も知らなくて建ててしまったということで、今回お詫びの始末書も含め、お詫びをされておりました。 現在もう建物が建っている状況で、新たに〇〇さんの方と〇〇さんの方の土地の関係で色々調査をしたところ、後ろがそういうふうになっているということが発覚して、〇〇さん及び〇〇さんのお名前で、今回の申請にあたるという形になったという形をですね、〇〇様及び〇〇さんの次女でこちらにお住まいなんですけど、面談及び電話で確認取れましたのでご報告申し上げ、併せて違反転用のお詫びをして、今回の申請のこと許可お願いしますということで承って参りました。ひとつよろしくお願いいたします。
会長	この件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	受付番号16番について、質問が無いようですので、受付番号17番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号17番は、賃貸借権の設定ということで、賃貸人が〇〇さん外５名で、賃借人が〇〇さんです。対象の農地は７筆で合計面積が19,131㎡となっており、砂利採取ため一時転用を行おうとするもので

	す。位置図については、10ページから18ページをご覧ください。 　この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 　こちらの方も土地改良の意見書、同意書をいただいておりますし、町内会の同意書もいただいております。隣接農地はございませんので、隣接農地の同意書はいただいておりませんが、砂利採取業者の認可の届出を出しておられますので、こちらの方も一時転用ということで、事務局としては問題ないというふうに考えております。 　以上でございます。
会長	この件について、ご質問等ございますでしょうか。
会長	まあ砂利採取ということで意見が無いようですので、「異議なし」として議案第31号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第31号については「承認」といたします。 　続きまして、議案第32号「農用地利用集積等促進計画の制定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第32号の「農用地利用集積計画の制定について」ご説明いたします。 　６ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。 　内訳につきましては、７ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が136件で、合計面積が1,484,553.85㎡であり、新規が54件で合計面積が463,066.96㎡で、更新が82件で1,021,486.89㎡となっております。「６年以上10年未満」の利用権設定はありません。「３年以上６年未満」の利用権設定が５件で合計面積が15,914㎡であり、すべて更新となっております。「１年以上３年未満」の利用権設定はありません。 　申請の内容は８ページから87ページに記載のとおりです。 　別紙に配分先一覧をお配りしておりますので、ご参考としてください。

	これらについては、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	はい、膨大な量になりますけども、ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
○○委員	これ、新規と更新の分は、これ見て分かるんですか。
事務局	ちょっとこれでは分からないです。
会長	よろしいでしょうか。
会長	それでは「異議なし」として、議案第32号については「承認」といたします。 続きまして、議案第33号「農用地利用集積等促進計画の制定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第33号の「農用地利用集積等促進計画の制定について」ご説明いたします。 88ページと89ページをご覧ください。富山県農林水産公社より農地利用集積等促進計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、90ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が211件で、合計面積が2,155,983.09㎡であり、新規が17件で面積が91,272.55㎡で、更新が194件で面積が2,064,710.54㎡となっております。「６年以上10年未満」、「３年以上６年未満」、「１年以上３年未満」の利用権設定はありません。 申請の内容は91ページから217ページに記載のとおりです。 これらについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それでは、ただ今の件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第33号については「承認」としてよろしいでしょうか。

全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第33号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 今回、協議事項はございません。 次に、報告事項について事務局より説明をお願いします。
事務局	報告事項説明 １）　農地法第３条の３第１項の規定による届出 218～219ページ ２）　業務報告・予定 220ページ ３）　その他連絡事項
会長	ただいま、その他、報告事項の説明ありましたが、何かご質問ご意見ございませんか。
○○委員	委員の募集というのは、どういうことなんですか。自薦で私がなりたいとかいうことで募集ということですか。
事務局	一応、団体推薦と個人推薦と、それと自分がなりたいという応募があるのです。ですので、募集という形でとっています。
○○委員	セレクションするのですか。
事務局	もし２名であっても選定委員会で委員として適任であるかを選考しますし、多ければ選定委員会で上位２名を選定することとなります。必ず公募しなければならないというような規則となっております。
会長	他にございますか。 無いようでしたら、本日の案件については全て終了しましたので、これで総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を吉江職務代理にお願いいたします。
職務代理	皆さん総会お疲れ様でした。 ３月になり農作業も始まります。最近は寒暖の差が激しいので健康管理には気をつけて次回の総会も元気に皆様出席いただきたいと思い

	ます。本日はどうもありがとうございました。
会長	どうもありがとうございました。
	－３月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和７年３月６日

会長　　唐　島　隆　夫

議事録署名委員

２番　　三　輪　和　雄

５番　　宮　西　勝　昇